

●施設の特徴(大和川河川敷緑地公園他 1 公園、河川敷駐車場)

事業地は、河川空間のオープン化の指定を受けており、年間を通じて活用できる水辺空間であり、知名度とロケーションを活かした営利を目的としたイベント活動が可能です。

・河川空間のオープン化とは

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地ににぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能としたものです。

本市では、令和3年度から社会実験の形で様々なイベントを実施し、地域の合意形成や一定の集客効果が確認できたことから、令和5年11月、近畿地方整備局管内の直轄管理河川では初めてとなる「都市・地域再生等利用区域」として指定されました。

・都市・地域再生等利用区域図

